

奈良公園史年表

年 号	西 暦	事 項
開 化 1 崇 神 10 仁 賢 10		10. 3 開化天皇，春日の地に宮居し，これを率川宮という(書紀) 9. 武埴安彦を追討する軍が，那羅(ナラ)山に布陣した(書紀) 皇太子(武烈)，平群鮪臣を乃楽(ナラ)山に誅した。悲恋の影媛の道中歌に春日・小佐保などの地名が見える(書紀)
大 化 1 和 銅 1	645 708	2. 19 大化の改新(国郡制の成立) 2. 15 平城遷都の詔
		9. 20 元明天皇，平城に巡幸，春日離宮にも行幸(続日本紀)
	3 710	3. 10 平城遷都，興福寺など諸大寺が相次いで飛鳥から平城京に遷る
養 老 2	718	2. 1 遣唐使が御蓋山の南で神祇を祭る(続紀)
天 平 12	740	12. 15 山背恭仁京に遷都
	17 745	9. 26 平城京に還都
	19 747	9. 29 大仏鑄造と大仏殿の造営をはじめる(東大寺要録)
天 平 2	750	2. 16 孝謙天皇，春日酒殿に行幸(続紀)
	4 752	4. 9 東大寺大仏開眼供養(続紀)
	8 756	6. 9 「東大寺山堺四至図」成る 7. 8 聖武上皇の遺品を大仏に献納(献物帳)
天 平 5	761	12. 12 春日離宮地を東大寺に勅施入，春日庄となる(続紀) 1. 法華寺金堂の石材を春日山より搬出(正倉院文書)
神 護 2	768	11. 9 春日神社創建(社記)
景 雲 3	784	11. 11 山背長岡に遷都
延 暦 13	794	10. 22 平安遷都
弘 仁 1	810	9. 平城上皇，平城復都をはかる(日本後紀)
	4 813	この年，藤原冬嗣，南円堂を建立(帝王編年記，但し公卿補任は天長3年とする)
承 和 8	841	3. 1 春日山を神山とし，狩猟伐木を禁じる(三代格)
斉 衡 2	855	5. 23 大仏の仏頭が落ちる(要録)
貞 観 1	859	藤原良房，春日社の社殿・境内地を拡充，春日祭祀を振興する(社記)
	3 861	3. 14 大仏修理を終わり開眼供養(文徳天皇実録)
	4 862	12. 11 興福寺周辺2里内殺生を禁じる(本朝文粹)
天 暦 1	947	春日社頭二季八講がはじまる(興福寺略年代記)
応 和 2	962	興福寺東松林27町に関し紛争が生じた(要録)
安 和 1	968	7. 15 東大寺と興福寺が寺田を争い戦う。興福寺衆徒，神木を奉じて入洛嗾訴するという(日本紀略)
永 祥 1	989	3. 22 一条天皇，春日社に行幸(紀略)
永 承 1	1046	12. 24 興福寺金堂・講堂・東金堂・西金堂・南円堂など焼失(永承記)
	4 1049	12. 28 興福寺衆徒，大和守源頼親の邸を襲う
康 平 6	1063	このころ春日社一の鳥居造立か
寛 治 5	1091	1. 12 大風で春日山の樹木3分の1倒れる(申右記)
	7 1093	8. 26 神木入洛の嗾訴が始まる(康富記)
永 久 4	1116	3. 6 藤原忠実，春日西塔(殿下御塔)建立(殿暦)
		閏3. 南都北嶺の合戦(永久三年記)
保 延 1	1135	2. 27 春日若宮別殿遷宮(略年代記)
		4. 21 春日山石窟本尊仏開眼(銘文)
	2 1136	9. 17 若宮祭(おんまつり)を創始(略年代記)
	6 1140	10. 29 鳥羽上皇，春日東塔(院御塔)を建立(百鍊抄)。 この年，大江親通が『七大寺巡礼私記』を著作する
平 治 1	1159	12. 9 平治の乱。平清盛，大和を領国とする(東大寺文書)
治 承 3	1179	5. 春日社瑞垣が回廊となる(百鍊抄)
	4 1180	12. 18 平氏の南都焼討ち(玉葉)

年 号	西 暦	事 項
文 治 1	1185	8. 28 大仏開眼供養(玉葉)
4	1188	1. 29 興福寺金堂・南円堂上棟(玉葉)
建 久 1	1190	10. 19 後白河法皇, 大仏殿上棟法要に御幸(玉葉)
6	1195	3. 12 大仏殿落成供養, 後鳥羽天皇行幸, 將軍源頼朝臨席(吾妻鏡)
正 治 1	1199	8. 8 東大寺三月堂・南大門建立(統要録)
建 仁 3	1203	11. 30 東大寺惣供養
嘉 禎 2	1236	1. 6 (春日山)花山の樵夫が見える(中臣祐定記)
3	1237	11. 26 東大寺鎮守八幡宮を千手院丘に移遷(統要録)
建 長 3	1251	2. 興福寺僧徒, 春日野に柳・桜を植樹(春日大社文書)
7	1255	2. 6 薪猿楽の春日若宮参仕が見える(春日清祓記)
		2. 12 興福寺公人と東大寺公人が黒葛尾山(若草山)焼きで争い山上の東南院僧の房舎を焼く(略年代記)
文 永 4	1267	3. 興福寺衆徒, 水谷川の水を春日社頭に通じ外院榎本社頭に滝下させる(中臣祐賢記)
永 仁 1	1293	11. 17 興福寺の両門跡(一乗院・大乘院)が合戦する(略年代記)
正 安 3	1301	10. 春日社の御正体が悪党らに奪われる。春日山木が枯れる(略年代記)
延 慶 2	1309	3. 西園寺公衡, 「春日権現験記絵」を春日社に奉納(奥書)
元 弘 1	1331	8. 24 元弘の乱。後醍醐天皇, 東大寺東南院に潜幸
文 和 4	1355	6. 5 猿沢池に蛇頭出現(園太暦)
康 安 1	1361	6. 21 大地震, 春日石燈籠全倒(春日若宮神殿守記)
永 徳 2	1382	1. 24 春日社焼失。足利義満, 復興を主宰する(永徳二年記)
至 徳 2	1385	8. 29 足利義満, 春日社参(大中臣師盛記)
明 徳 2	1391	9. 16 足利義満, 南都巡礼(春日詣記)
応 永 6	1399	3. 11 興福寺金堂供養, 足利義満臨席(興福寺供養記)
18	1411	閏10. 15 興福寺東金堂・五重塔, 春日東西塔雷火で焼失(東院毎日雑々記)
24	1417	8. 28 足利義持, 大仏の莊嚴竣成を観る(東大寺文書)
正 長 1	1428	10. 土一揆起こる。興福寺衆徒徳政令を発する(東大寺文書)
文 安 3	1446	1. 2 東大寺戒壇院炎上(東大寺雑集録)
宝 徳 3	1451	10. 14 土一揆, 元興寺金堂・大乘院門跡を焼く(大乘院寺社雑事記)
寛 正 6	1465	9. 23 足利義政, 若宮祭に参向。南都巡礼し, 正倉院の蘭奢待を切る 南都八景が知られる(蔭涼軒日録)
応 仁 1	1467	1. 18 応仁の乱
延 徳 2	1490	10. 古市澄胤, 奈良に徳政を行なう(寺社雑事記)
明 応 8	1499	12. 18 細川政元被官赤沢宗益が奈良に乱入する(寺社雑事記)
永 正 5	1508	3. 18 東大寺講堂・三面僧坊焼亡(実隆公記)
天 文 1	1532	7. 17 本願寺門徒町人, 興福寺に乱入する(略年代記)
2	1533	高天市・南市が開設される(春日大社文書)
永 禄 2	1559	8. 松永久秀, 奈良に進軍, 翌年多聞山城を築く(略年代記)
8	1565	4. 29 宣教師アルメイダ, 松永久秀を訪ね奈良を見物する(耶蘇会士通信)
10	1567	10. 10 松永久秀, 大仏殿を焼く(多聞院日記)
天 正 1	1573	7. 19 足利幕府亡ぶ
2	1574	3. 28 織田信長, 多聞山城に下向し, 蘭奢待を切り, 神鹿を拉致する(多聞院日記)
4	1576	5. 10 筒井順慶, 大和守護となる(多聞院日記)
8	1580	8. ～ 大和国検地(多聞院日記)
13	1585	9. 3 豊臣秀長, 郡山城主となり, 奈良町の商業を弾圧する(多聞院日記)
15	1587	8. 3～ 豊臣秀長, 郡山城増築のため水谷川から雑石(五郎太郎石)を奈良町人に採集, 運搬させる
17	1589	3. 豊臣秀長, 南都社寺の復興を助成。3月荒池, 4月大仏池を造る(多聞院日記)
文 禄 4	1595	この年, 増田長盛, 郡山城主となる。太閤検地
慶 長 5	1600	9. 15 関ヶ原の戦。大久保長安, 大和国奉行となる
7	1602	6. 11 徳川家康, 正倉院の蘭奢待を切る。町寺に朱印領を与え, 奈良町の「町切」を行なう

年 号	西 暦	事	項
(慶長 7)	1602	大豆山町北に代官(奉行)屋敷を建設(二条宣乗記)	
8	1603	2. 12 江戸幕府の成立	
10	1605	2. 奈良町惣年寄 5 名, 薪能の鞍懸について興福寺僧と争う。家康これを断罪す(中臣祐範記)	
18	1613	3. 中坊秀政を奈良奉行に任ずる(柳営補任)	
元 和 5	1619	12. 2 南新町から出火, 高畑町にかけ1,000軒を焼く(南都年代記)	
寛 永 11	1634	閏7. 26 江戸幕府, 奈良町の地子を免除(徳川実紀)	
19	1642	11. 27 奈良町大火, 興福寺一乗院・諸院諸坊・東大寺八幡宮など罹災(南都年代記)	
寛 文 4	1664	南都代官所(代官五味藤九郎)を中御門町に開設(元文 3 年廃止)(柳営補任)	
5	1665	12. 奈良奉行, 大乘院領地獄谷に制札を与える(興福寺文書)	
6	1666	2. 南都尾崎三右衛門, 「和州南都之図」を開板した	
		5. 27 『和州寺社記』著作	
		12. 4 将軍家綱, 正倉院を開封(南都年代記)	
7	1667	2. 14 二月堂焼く(東大寺年中行事記)	
		奈良奉行, 花山の柴木などを社寺に授ける(庁中漫録「和州志」)	
12	1672	この年, 奈良奉行, 神鹿の角伐りをはじめる(興福寺文書)	
延 宝 6	1678	2. 『奈良名所八重桜』開板	
元 禄 5	1692	3. 8 大仏開眼供養(年中行事記)	
宝 永 1	1704	4. 11 奈良町大火, 約1,800軒余焼失(年中行事記)	
6	1709	3. 21 大仏殿落成供養(大仏殿再建記)	
享 保 2	1717	1. 4 興福寺大火講堂・金堂・西金堂・南大門・中門・廻廊焼失(南都年代記)	
		1. 11 高畑町出火, 春日社家・祢宜屋敷や春日山の一部類焼(年代記)	
13	1728	2. 22 興福寺本尊釈迦三尊・宝物等を江戸浅草寺に出開帳(年代記)	
20	1735	2. 『奈良坊目拙解』著作	
21	1736	1. 『太和志』開板	
元 文 3	1738	11. 18 大仏殿回廊竣工(年中行事記)	
		12. 東大寺, 若草山の放火禁止の制札を奈良奉行に請う。これより宝暦10年(1760)に至るまで東大・興福両寺が若草山を争論する(両寺争論取扱記類聚)	
寛 保 1	1741	4. 6 南円堂立柱(年代記)	
明 和 2	1765	8. 3 大風, 東大寺堂舎および春日山山木等災害(年中行事記)	
寛 政 3	1791	5. 『大和名所図会』開板	
文 化 4	1807	大乘院坊官ら地獄谷に植林したという(明治14年官庁指令綴)	
天 保 4	1833	10. 18 正倉院大修理と古文書の整理(正倉院宝物御開封記)	
弘 化 3	1846	花山の材木を東本願寺に売却(寧府紀事)	
嘉 永 3	1850	3. 奈良奉行川路聖謨, 「植桜楓之碑」を建立(碑銘)	
明 治 1	1868	1. 21 大和鎮台を興福寺摩尼珠院に設けた	
		2. 1 大和鎮台を大和鎮撫総督府(総督久我通久)と改称, 旧奈良奉行所跡を庁舎とした	
		3. 28 神仏判然令	
		4. 13 興福寺僧門跡以下復飾を出願, 復飾者は春日新神司・新社司として春日神社に参仕	
		5. 19 大和鎮撫総督府に代わり奈良県が設置された(旧五条代官所管轄を除く大和の天領・寺社領にかぎる)。春日仲襄が知事に任ぜられた	
		7. 29 奈良県, 奈良府と改称した。園池公静が知事に任ぜられた	
		9. 8 明治と改元(一世一元の制)	
2	1869	2. 9 薪能が復活した	
		5. 25 若草山麓に神座を設け楠木正成祭執行	
		6. 17 版籍奉還	
		7. 17 奈良府, ふたたび奈良県と改称した	
		12. 9 社寺境内林の伐採や元寺院の仏具等の売捌きは県の指示を得ることになった	
3	1870	2. 27 旧五条代官所管轄地域に五条県が設置され, 大和・紀伊・河内国内にもおよんだ。四条隆平が知事に任ぜられた	

年 号	西 暦	事 項
(明 治 3)	1870	閏10. 春日神社, 春日若宮祭賄料は奈良県の官給の旨を大蔵省に上申した
4	1871	1. 5 社寺領上知令(明治3年12月付) 1. 21 水谷川邸(旧一乗院門跡)を奈良県庁とした 5. 14 春日神社が官幣大社に列せられた 5. 23 「古器旧物保存方」が発令された 7. 14 廃藩置県, 大和国内に15県が成立した 11. 22 大和一国所管の奈良県(15郡)設置, 四条隆平が知事(12・2以降県令)に任ぜられた
5	1872	3. 11 若草山山麓に神武天皇遙拝所を設け, 祭典を挙行した 3. 18 県の指令で猿沢池の魚取り始まる 6. 25 水谷川忠起, 春日神社大宮司に任命された このころ若草山に牧牛場を開いて牛乳を搾った。水牛も飼われた 8. 12 文部大丞町田久成ら正倉院・東大寺・興福寺の宝物調査を行なった 8. 30 奈良県は神鹿牧畜場建設を許可した 8. 興福寺の築地塀が取壊された
6	1873	1. 15 太政官, 府県に公園を開設するよう布達した 1. 16 春日神社, 鹿園掛を置き, 鹿煎餅売りの取締りを行なった 2. 10 金沢昇平ら日新新聞に公園開設の太政官布達を掲げ, 論説で賛意を表明した 4. 3 雪消沢に鹿園柵を設け, 鹿を収容した 6. 4 四条県令, 御真影の下賜を請い, 南大門跡に遙拝所を設けて人民に礼拝させた この年, 東大寺真言院で宝物博覧会を開いた
7	1874	2. 10 鹿園が春日神社に引渡された 7. 2 興福寺食堂などを取壊し, 跡地に小学校教員伝習所として寧楽書院を開校した(8年6月奈良県師範学校と改称)
8	1875	3. 1 奈良博覧会社(常設)が東大寺大仏殿回廊で博覧会を80日間開催した(明治21年まで) 8. 21 春日神社, 白藤の滝を竣工し通水した 8. 正倉院宝庫を修繕した 11. 30 元興福寺堂塔守護(西大寺住職)佐伯泓澄, 県に対し公園地(元興福寺境内)に花木植付費を献納することを出願した この年, 春日神社で神鹿保護団体として白鹿社が組織された
9	1876	1. 25 県は鹿園柵に養育中の神鹿を獣害事故のために解放した 4. 18 奈良県を堺県(堺県令税所篤)に合併, 奈良の衰微が伝えられる 6. 3 高市郡下子島村某, 春日山水谷で石炭採掘と道路使用を春日神社に出願したので堺県に伺った
10	1877	2. 8 明治天皇, 大和行幸で東大寺東南院に宿泊された。翌9日正倉院宝物を観覧, 四聖坊で蘭奢待を截り, 春日神社に参拝された 12. 奈良下三条町平松甚平ら14人, 堺県へ公園地10カ年無償拝借願を提出した。公園地の維持改良をはかるため興立舎を設立した
11	1878	1. 11 堺県, 町民有志らに公園地を貸付けた 2. 23 若草山山焼きが行なわれた(復活) 12. 2 神鹿殺傷禁止区域を定めた 12. 17 春日若宮祭の祭日を12月17日に改めた
12	1879	5. 14 堺県, 若草山官林を名勝地に地目組替えについて内務卿に上申した 5. 31 堺県, 旧興福寺境内を奈良公園地に地目変更するよう内務卿に上申した 7. 堺県, 春日野・雲井阪を名勝地とすることを内務省に上申した(明治15年5月許可) 9. 25 堺県, 「堺港公園取締規則」を制定した 9. 29 平松甚平ら奈良地案内会を設置を堺県に出願した 11. 17 堺県, 奈良市中の旅人案内業者の取締りを興立舎に命じた 12. 15 堺県, 興立舎の集会所を旧興福寺境内に開設(旧鹿園舎屋の移建)することを許可した

年 号	西 暦	事 項
明 治 13	1880	2. 14 奈良公園(14町6反9畝22歩8合)が開設された 3. 6 堺県、奈良公園の管理に「堺港公園取締規則」を準用した 3. 13 金沢昇平(興立舎員)、「奈良公園取締」に任ぜられた 4. 23 「郡区町村編成法」により添上・添下・山辺・平群・広瀬聯合郡役所が奈良に置かれた(旧堺県出張所跡〈旧興福寺金堂〉を奈良郡役所とする) 5. 18 元興福寺、堺県へ復称宗名再興願を提出した 10. 2 興福会(興福寺復興運動組織)、内務卿に興福寺再興を出願した 11. 旧興福寺観音院跡に堺県師範学校分局奈良学校を新設した
14	1881	2. 7 大阪府、堺県を合併(知事建野郷三)。大阪府が大和国を所管した 2. 9 興福寺の再興が認可された
15	1882	2. 農商務省、正倉院宝庫の管理を奈良博覧会社に委ねた(明治16年まで) 3. 大阪府、名所案内人のロキ行為を訓戒、自粛の請書を徴した 5. 15~17 興福寺南大門跡芝地で薪能を行なった 9. 7 興福寺、旧宝物の収集に着手、七堂伽藍再建の十ヵ年計画が報道される 10. 13 大阪府、「公園地内取締人規則」を制定した 10. 26 大阪府、「公園地取締心得」を制定した 10. 黒川真頼、正倉院御物を整理して目録をつくり、架上陳列に改めた 12. 5 東大寺大仏殿修繕費として古社寺保存金200円が交付された
16	1883	3. 22 東大寺大仏殿修造のため大仏会が結成された 3. 奈良郡長に公園管理事務が大幅に委譲(特任という)された 4. 1 正倉院警備のため宮内省直轄允請巡查6名を奈良署から派遣された 4. 興福寺金堂が返還された(奈良郡役所新築による)
17	1884	6. 9 正倉院宝庫主管が農商務省から宮内省に移管、奈良博覧会社の監守制度が廃止された 7. 20 春日神社に祭典執行資金などとして金2,000円が宮内卿より寄進された 8. 東京大学教授フェノロサ、岡倉覚三(天心)を帯同し、奈良の堂塔・宝物を調査した
18	1885	2. 14 京街道(奈良・京都府境—県庁間)が国道49号線に編入された 7. 16 大阪府、名勝地の枯損木・下草売却代・借地料を積立て花木植栽・道路修繕などの改良費に充当する仕法(独立会計)を内務省に上申した(8. 19許可)
19	1886	3. 13 春日祭の旧儀復興が指令され勅祭に復した 7. 21 正倉院宝庫敷地2,531坪が皇宮付属地となった 10. 5 東大寺境内の一部2,435坪が正倉院敷地として皇宮付属地となった 10. 奈良春日野村、地籍図を改補した
20	1887	9. 2 奈良郡長稲葉通久、公園地改良を大阪府知事に申請した 11. 4 奈良県再設置発令 11. 9 税所篤(元老院議員・子爵)が奈良県知事に任命された 12. 1 奈良県開設、同県庁開庁式が行なわれた(押上町外151か町村聯合高等小学校跡(旧寧楽書院))
21	1888	1. 9 第1回奈良県会が東大寺大仏殿回廊で開かれた 2. 3 春日神社、節分で総燈点火(万燈籠)を行なった 4. 5 遙拝所撤廃を興福寺に許可した 4. 興福寺、金堂本尊の還仏会を執行、参詣人休憩所を仮設した 5. 3 奈良郡長平田好、奈良県知事に公園地拡張を上申した 6. 5 フェノロサ、奈良浄教寺で「奈良の古美術」(知事主催講演会)と題し講演した 6. 23 興福寺、公園地のうち18,425坪余を境内地として無償借用を県に出願した(7.5許可) 7. 31 奈良県尋常師範学校を登大路町23番地に設置した 7. 奈良県知事、奈良郡長の議をいれ、内務・農商務両大臣に公園地の拡充を上申した 8. 28 奈良公園地東方の宮林(春日山〈御蓋山西面を除く〉・大谷山・若草山・川上村領花山・芳山・鎌研山・雑司村領手向山など492町5反余)の奈良公園編入が内務・農商務両大臣から認可された 8. 第六十八国立銀行・第三十四国立銀行の集会所(奈良倶楽部の前身)が建設された 12. 7 奈良県会、奈良離宮設置の建議案を満場一致で議決した

年 号	西 暦	事 項
(明 治 21)	1888	12. 9 奈良県、惣持院山を公園地に編入した
		12. 21 春日山官林を施業の便宜のため20区に分けた
22	1889	2. 11 大日本帝国憲法公布
		3. 23 奈良県、奈良公園地517町余りを告示した(4. 9地所訂正の告示)
		3. 興福寺境内・東大寺南大門前などに桜・柳などを植えた
		4. 1 「町村制」施行
		4. 17 宮内大臣土方久元が御内意として奈良県知事に奈良離宮適応地の申出をもとめた。税 所知事、奈良郡長に離宮敷地の選定を命じた
		5. 16 帝国奈良博物館設置と官制が定められた
		5. 嫩草山山麓、その他要所に公園取締人(看守)詰所を建設した
		6. 20 帝国奈良博物館長に奈良県書記官平山靖彦が兼任された
		7. 29 離宮候補地の買上げに地主らが難色を示した
		9. 2 東京銀座竹村武助所有の高畑小字丸山の原野 1 町 6 反13歩、春日神社社地雪消沢など 原野 9 町 6 反23歩、合計11町 2 反 1 畝 6 歩の献納願をいれ、宮内省は奈良離宮地とし て地種組替えを行なった
		9. 27 奈良離宮候補地を添上第二御料地と名づけ管理を当分奈良県知事に委嘱した
		12. 26 小牧昌業が奈良県知事に任ぜられた。この日、奈良郡長の公園事務処理事項を定めた (翌年1. 1実施)
		12. 28 九鬼隆一帝国博物館総長、奈良公園地のうち 4 町 2 反 7 畝 4 歩、民有地 3 町 7 反 2 畝 22歩、合計 7 町 9 反 9 畝26歩を博物館用地(奈良御料地)として編入、地種組替えする ことを御料局長品川弥二郎にもとめた(23. 2. 25皇宮付属地編入)
23	1890	2. 7 春日神鹿の傷殺禁止区域を改定、奈良公園地内および春日神社境内とした
		4. 1 「奈良公園特別経済」が発足した
		4. 18 皇后陛下、奈良に行啓された
		10. 31 奈良県、手向山神社申請の境内風致改良を認可した
		10. 奈良県、公園事務は内務部庶務課地理係で担当、官林巡邏(3名)に公園取締りを兼務 させた
		11. 22 奈良県知事小牧昌業が帝国奈良博物館館長を兼任する
		11. 27 正倉院宝庫は世伝御料となった
		12. 24 奈良町有志、興福寺大乘院門跡茶室八窓庵を帝室奈良博物館に寄贈を決め、献納した (明治25年移築)
		12. 26 奈良県会の議決を経て「奈良公園元資金蓄積方法」を定めた
		12. 27 大阪鉄道奈良一王寺間開通
24	1891	2. 9 春日神社一の鳥居内で神鹿角伐りが行なわれた
		3. 11 奈良公園地登大路17番地ほか 4 筆(3 反 1 畝11歩)を小林区署敷地として官有地(1 反 7 畝 19歩)と交換した
		3. 20 添上郡第二御料地の標木が立てられた
		4. 奈良公園地内に硝子燈を増設、計33基となった
		7. 18 春日神鹿保護会が結成され総会を開催した
		10. 28 地震で春日神社石燈籠 230 基倒壊、85基破損
		11. 4 英照皇太后ご来寧、正倉院に臨まれた
25	1892	2. 2 亀瀬トンネル開通、奈良一大阪湊町間の大阪鉄道開通
		2. 29 帝国奈良博物館建設工事に着手(起工式6. 27)した(明治27. 12. 14竣工)
		3. 31 奈良公園特別経済予算、奈良公園地及備品管理方法を告示した
		4. 1 東大寺大仏殿内で第 4 回関西府県共進会を開いた
		4. 興福寺・東大寺旧境内に桜・楓など数百本を植え、便所を建設した
		9. 23 奈良県会、奈良公園の郡長特任廃止(県の直轄化)と奈良公園改良委員設置を建議した
		10. 1 奈良県、公園及び名勝旧跡に関する事務を内務部第一課から同第二課に移し、また 「園丁長以下被服給与規則」を制定した
		11. 11 鹿児島県高等学校生徒 200 余名春日神社参拝(修学旅行のはじまり)

年 号	西 暦	事 項
(明 治 25)	1892	12. 奈良公園内15ヵ所に禁猟札を建てた 12. 27 「奈良公園地内取締規則」を制定した(大阪府達甲第116号は廃止) 12. 31 奈良郡長の公園事務特任事項を解除した
26	1893	3. 浅茅ヶ原道路を改修, 尾花川(率川)・水谷川を浚渫した 6. 16 造園学の小沢圭次郎, 小牧知事の依頼で「奈良公園改修図解」を著述する 10. 6 「奈良公園産物入札規則及伐木規則」を制定した 10. 7 県下に牛疫が発生, 鹿への伝染が心配された 10. 15 奈良遊園株式会社が公園地内で開業した
27	1894	1. 20 古沢滋が奈良県知事に任命された 2. 3 県立吉野公園開設 3. 13 奈良県会, 奈良公園造園費捻出のため花山・春日山の樹木伐採を議決した 5. 1 春日神社, 奈良遊園株式会社に白藤の滝分水を浅茅ヶ原に引水することを承諾した 5. 2 東大寺, 旧尊勝院聖語藏(経藏)を宮内省に献納した 5. 30 奈良県, 内務部第五課に公園係を置く 6. 5 「奈良公園改良諮詢会規則」を制定した(6. 15第1回改良諮詢会を開催) 7. 31 春日野・滝坂に巡査派出所を設置した 8. 1 日清戦争起こる 11. 16 「地方税備荒儲蓄中学資金及公園経済ニ属スル工事請負規則」を制定した 11. 27 「公園枯損木及下柴伐採規則」を制定した(明治26. 10「奈良公園産物入札規則及伐採規則」は廃止) この年, 前部重厚, 古沢知事に招かれ奈良公園改良の顧問となる。円窓亭移建, 浅茅ヶ原別水路新設, 月日街道開削, 猿沢池五十二段改築, 公園地・芳山に植樹などの改良が実施された。手向山神社の修造成り「紅楓瀑布之碑」を建つ
28	1895	3. 30 「地方税, 中学資金及公園費ヨリ給与スル職員旅費支給規則」を制定した 3. 花山・芳山・春日山に杉・松を大々的に植樹した 4. 12 「案内人取締規則」を制定した 4. 29 帝国奈良博物館(館長古沢滋)が開館した 11. 26 内務大臣は公園中, 旧社寺仏堂の境内地で祭典法用に必要区域を公園から除去するため, 地方長官に精細稟議をもとめた
29	1896	12. 15 奈良県庁舎落成, 移庁式を挙行了した 4. 18 奈良鉄道奈良一京都間開通 4. 超然亭新築。警察が人力車夫・案内人の不当賃銭を取締った 6. 公園地測量製図室を建設した 7. 10 「古社寺建造物修繕規程」を制定した 12. 1 奈良県古社寺保存会(委員長福原警部長)発足, 保存物の修理を決定した 12. 26 水野寅次郎が奈良県知事に任命された
30	1897	4. 1 奈良県内の15郡統廃合, 10郡役所が設置された 5. 24 「奈良公園取締服務規則」・「奈良公園園丁巡視規程」・「奈良公園損木及副産物調査手続」を制定, 「奈良公園園丁長及園丁服務心得」を改定した 6. 5 「古社寺保存法」が発布された 12. 28 奈良公園地内の興福寺北円堂・三重塔・五重塔・東金堂, 東大寺南大門・法華堂・鐘楼など特別保護建造物に指定された この年, 平坦地, 芳山に楓・桜・柳・松・百日紅・杉など植樹した
31	1898	2. 1 奈良町, 市制施行 2. 25 「奈良公園地所貸下規則」を制定した(明治25. 12「奈良公園地内取締規則」は廃止) 4. 19 関西鉄道京都府加茂一大仏間(現在一部廃線)開通, 名古屋と直結した(明治40. 8. 20正式開鎖) 5. 11 奈良鉄道奈良一桜井間(はじめ初瀬鉄道)開通 6. 11 奈良公園改良諮詢会委員を解き奈良公園改良諮詢会委員を囑託した 12. 28 東大寺大仏殿・開山堂が特別保護建造物に指定された

年 号	西 暦	事 項
(明 治 31)	1898	この年、春日山・芳山・花山の樹木調査を実施、台帳作成、公園看守交番所を建築。 芳山に杉、檜苗を平坦部に桜・楓・柳・百日紅を植樹した
32	1899	2. 21 寺原長輝が奈良県知事に任命された 3. 23 「国有林野法」が公布された 4. 5 奈良名産組合を組織し、規約を定めた。東大寺転害門が特別保護建造物に指定された 4. 17 「国有土地森林原野下戻法」が公布された 6. 24 奈良県、奈良倶楽部所有山林(公会堂北側民有地)を買収、奈良公園地に編入した 6. 県は公園係を内務部第五課から第一課に移す 11. 29 東大寺、寺原知事に現境内地目変換(復旧)願を提出した この年、奈良公園山林部林道延長5,786間開削終る。平坦地に植樹を行なう
33	1900	1. 6 奈良県、民有地買収等の公園大改良計画を樹立、財源に春日山・芳山・花山の樹木伐採許可を内務省に上申した(2.3認可) 2. 15 奈良県、銀行集会所(奈良倶楽部)を買収した 2. 17 若草山の山焼き、午後6時からとなり夜間行事となる 3. 奈良公園春日山周遊道路開削で記念碑を建てた 4. 7 東大寺中門・廻廊・東西楽門が特別保護建造物に指定された 6. 26 帝国奈良博物館、奈良帝室博物館と改称した 7. 8 興福寺五重塔の修理工事がはじまった(明治35.1.15完成) 12. 7 春日山周遊道路の開通式を行なった
34	1901	4. 3 平城宮跡で顕彰式が行なわれた 4. 28 イギリス人A・E・ウィルマンが奈良公園でルーミスジミ蝶を採集した 5. 10 武徳会奈良支部が設立され、添上第二御料地の一部を競馬場として借用した 8. 2 春日神社の本殿・中門など21件、摂社若宮本殿・拝殿・細殿および神楽殿が特別保護建造物に指定された 9. 13 奈良公園改良元資金蓄積方法が改正された 9. 22 武徳会、春日野馬場で市内有志による自転車競走会を開いた 12. 奈良公園諮詢会規則が改正された この年、芳山林道1,169間幅10尺に再開削された
35	1902	2. 4 奈良公園周辺の建物等の新改築・修繕等を規制した 2. 10 奈良県物産陳列所が完成した(2.15落成式) 2. 14 「奈良公園竹木伐採規則」を制定した(明治27.11「公園枯損木及下柴伐採規則」は廃止) 2. 18 「奈良県物産陳列所規則」を制定した 3. 5 奈良公園平坦部・春日神社境内などを禁猟区に指定した 4. 30 風致改善のため添上第二御料地の無料借地を御料局京都事務所に申請した 4. 月日集会所(月日亭)・八角亭が新築された 7. 25 「奈良公園土地建物貸渡規則」を制定した(明治31.2「奈良公園地所貸下規則」は廃止) 7. 31 春日神社車舎・着到殿・竈殿・酒殿・板倉、同若宮手水屋、東大寺勧進所経庫・法華堂経庫が特別保護建造物に指定された 8. 1 「奈良公園管理規則」を制定した 9. 1 奈良県物産陳列所が開館(有料)した(明治36.4.1以降無料) 9. 24 若草山牛塚の地藏石仏を野上神社近くに移転、この日開眼供養をした 11. 9 東大寺大仏殿修理のため大仏会が結成された 11. 18 「公園取締規則」を制定した 12. 9 「奈良公園土地建物貸渡規則」の借地料を定めた 12. 10 奈良公園土地買収委員が任命された この年、鶯滝東方の地所を歓喜天建設用として興福寺に貸与した
36	1903	3. 16 奈良名産組合の規約が認可された 4. 15 東大寺法華堂北門・二月堂閻伽井屋・同仏餉堂・三昧堂(四月堂)・念仏堂・大湯屋が特別保護建造物に指定された 5. 24 春日神社境内に石柵の鹿園が完成した

年 号	西 暦	事 項
(明治36)	1903	6. 6 奈良県公会堂(1号館)が完成, 落成式を行なった 6. 12 河野忠三が奈良県知事に任命された 8. 25 春日野雪消沢～南雪消橋約3反6畝余が公園地に編入された この年, 興福寺の練行場本殿歡喜天(興福寺別院)が建設された。春日山・花山の保存木を調査し, 台帳をつくった
37	1904	2. 10 日露戦争起こる この年, 滝坂道路を修繕, 公園に電燈11基を増設した。芳山へ杉苗47,930本・檜苗131,650本を植えた
38	1905	3. 31 「奈良公園土地建物貸渡規則」を改正, 公共目的の使用料を減免した 4. 26 奈良県処務規則の改正で公園係を廃し, 名所旧跡等は第二部社寺係の担当とした 6. 20 「奈良県公会堂並俱樂部貸渡手続及料金」を制定した 11. 河野忠三知事が県会で県立図書館の建設を提案した 12. 3 有馬自動車株式会社奈良出張所が奈良停車場～春日神社二の鳥居間の自動車運転を開始した この年, 奈良実業協会が洋式ホテル開設の議を奈良市に申入れた
39	1906	3. 27 関西鉄道株式会社, 都ホテル株式会社(京都市)・奈良市と洋式ホテル開設の覚書を交換した 3. 31 「鉄道国有法」が公布された 奈良俱樂部及び公会堂の管理費用, 収益は奈良公園経済で行なうことになった 4. 17 東大寺本坊経庫・法華堂手水屋・同二月堂参籠所が特別保護建造物に指定された 7. 25 西村仁兵衛が奈良ホテル建設の上申書を河野知事に提出した 7. 28 川路利恭が奈良県知事に任命された 10. 16 西村仁兵衛が所有(御所馬場)保安林の解除を願出た。大日本ホテル株式会社を創立 10. 24 「奈良公園改良諮詢会規則」を改正した 12. 5 奈良電気鉄道株式会社が大阪上本町六丁目～奈良市間の電気鉄道敷設の特許申請書を内務大臣に提出した(明治40.4.30許可)
40	1907	4. 23 「森林法」が公布された 9. 1 奈良県事務分掌規程を制定し, 内務部第一課に公園係を置いて公園事務を担当した 9. 20 関西水力電気株式会社が公会堂の内部電燈装置を寄贈した 10. 1 京都師団管下の奈良聯隊区司令部が設けられた 11. 28 奈良名産業組合が解散の願書を奈良県に提出した 12. 1 奈良県再設置20周年記念祝賀会を奈良県公会堂で行なった この年, 荒池に中央道路を新設した
41	1908	3. 31 奈良公園蓬萊池(鷺池)が完成した 4. 1 奈良女子高等師範学校が竣工した(明治42.5.1開校) 4. 正倉院は奈良帝室博物館が管理することになった 7. 20 青木良雄が奈良県知事に任命された 10. 30 奈良県立戦捷紀念図書館が竣工した 11. 10 陸軍特別大演習統監のため明治天皇が行幸, 奈良俱樂部を大本营, 奈良県立戦捷紀念図書館を統監部とした 11. 14 陸軍特別大演習, 飛火野を賜饌場とした この年, 鷺滝休憩所, 鶴舎の棟(物産陳列所前)を新築, 公園地内に名所旧跡建札30枚建替えた
42	1909	3. 21 奈良聯隊(歩兵第53聯隊)が開設された 3. 奈良聯隊(高畑町)から春日表参道に至る道路を改修した 4. 10 本多静六(東京帝国大学教授・林学博士), 奈良公園改良に関して講演した(県庁内) 6. 1 奈良県処務細則を制定し, 県立公園事務は勸業課の担当となった 6. 2 県は滝坂妙見宮(日蓮宗修行所)の公園地使用を許可した 7. 10 春日山山林で長さ2丈余, 胴周り2尺の大蛇騒動がおこる 10. 17 奈良ホテル(大日本ホテル株式会社)が開業した

年 号	西 暦	事	項
(明 治 42)	1909	11. 1	奈良県立戦捷記念図書館が開館した
		11. 2	公園改良諮詢会が運動場・植物園の設置を議決した
43	1910	1. 7	春日山から出火した
		2. 12	若草山の山焼き、寧楽会有志の手から県の運営となる
		5. 30	春日野運動場が完成した
		6. 14	若林資藏が奈良県知事に任命された
		10. 15	大阪電気鉄道株式会社が大阪電気軌道株式会社と改称した
		11. 1	「奈良公園土地使用料」を改正した
44	1911	11. 21	春日野運動場開場式、祝賀運動会を行なった
		4. 19	春日山滝坂の大杉、自然出火で焼失した
		4. 25	奈良県、興福寺に硝子燈の建設を許可した
		5. 2	東大寺大仏殿修理上棟式が行なわれた
		6. 10	「広告物取締法施行規則」が制定され、公園名所等に広告物を表示・設置するときは所轄警察署の許可が必要となった
		6. 30	奈良県、添上第二御料地の下賜を宮内大臣に申請した
		10. 15	神鹿の角伐り、寧楽会の手から奈良市井上町有志で行なうことになった
		10. 21	鷺滝大黒天堂落成式が行なわれた
大 正 1	1912		この年、西部鉄道管理局が鷺池で短艇貸付営業者に水面使用を許可した
		2. 26	「奈良公園改良調査会規程」「奈良公園改良調査会事務分掌」を制定した
		3. 23	「公会堂倶楽部貸与規程」を制定した(明治38.6「奈良県公会堂並倶楽部貸渡手続及料金」は廃止)
		7. 30	大正と改元
		9. 23	大暴風雨、倒損木代金15万円に達した
		10. 1	奈良県処務細則改正で公園事務は内務部勸業課から内務部庶務課に移った
2	1913	11.	人力車夫・土産物店ら奈良公園内乗合自動車の営業計画に反対した
		2.	奈良大極殿保存会(平城宮跡保存会・会長徳川頼倫侯)が結成された
		5.	奈良ホテル、鉄道院直営となる
		6. 1	折原巳一郎が奈良県知事に任命された
		6. 16	奈良県物産陳列所前に人力車置場を設置した
		6. 19	奈良県吏員設置規程改正で公園主事、公園技手をおいた
		7. 22	春日神社に鹿煎餅販売料の徴収を許した
		7. 28	奈良県史蹟勝地調査会を設置し、「奈良県史蹟勝地調査会規則」を制定した
		7. 31	大阪電気軌道の東向町乗入れが認可された(奈良市会これに反対)
		9.	大仏高畑線の道路拡幅、つづいて春日野町野守辻(大仏前)迄の道路拡幅工事に着手
			この年、春日山・花山風害跡地に補植を始めた。正倉院宝庫の解体修理が行なわれた。公園名勝写真帳(100部)、名所案内(1,400部)を発行。
			春日野運動場内に野球場、物産陳列所西南庭に猿猴雑居所を設けた
3	1914	1. 1	奈良県処務細則の改正で県立公園に関する事項は内務部庶務課に属した
		4. 1	「奈良公園土地使用料」を改正した
		4. 28	川口彦治が奈良県知事に任命された
		4. 30	大阪電気軌道、大阪上本町六丁目一奈良間開通
		7. 8	大阪電気軌道の開通を記念して春日神社で万燈籠が催された(50日間)
		7. 15	「案内人取締規則」を制定、警察で試験、案内人を免許した
		8. 23	ドイツに宣戦布告(第1次世界大戦に参加)
		9. 16	奈良帝室博物館に正倉院掛をおき、新築建物で古裂類修理作業を行なった
		9. 25	県下の史蹟名勝天然記念物の調査報告を内務次官からもとめられた
4	1915	2. 8	奈良御料地博物館敷地の一部割譲をうけて登大路道路拡幅を完了した
		5. 2	東大寺大仏殿修理落慶法要が行なわれた
		7. 1	木田川奎彦が奈良県知事に任命された
		11. 16	大正天皇の御大札地方賜饌式を奈良県公会堂で行なった

年 号	西 暦	事 項
(大 正 4)	1915	12. 芳山大原橋を改修した
大 正 5	1916	4. 2 大正天皇・皇后が神武天皇2500年祭に行幸啓、奈良県公会堂にご宿泊 7. 月日集会所を大阪電気軌道株式会社に貸与した(月日亭と改称) 12. 鷺池の浮見堂が完成した
6	1917	3. 16 「奈良公園内行商及遊芸稼等取締規則」を制定した 5. 6 イギリス人スミスが飛行大会を奈良公園上空で行なった 5. 26 春日神社・春日神鹿保護会長が春日野御料地(添上第二御料地)を神鹿飼養場として向う10カ年間無償借用を帝室林野管理局長に出願した 8. 26 「奈良公園改良諮詢会規則」を改定した 10. 1 奈良県処務細則の改正で公園事務は内務部教育課の所管となる 10. 29 全国公園大会が奈良県公会堂で開かれた
7	1918	1. 11 「奈良公園内営造物貸与規則」を制定した(明治45.3「公会堂俱樂部貸与規程」は廃止) 4. 4 「狩猟法」が公布され、社寺境内・公園地での鳥獣捕獲が禁止された 7. 26 春日神社等申請の神鹿飼養場設置が認可された 8. 1 奈良公園の納涼に興を添えるため物産陳列所が夜間開館を行なった 8. 3 米騒動起こる
8	1919	1. 6 春日野御料地が奈良公園内接続地の払下げについて主務省の諮問をうけた 4. 5 「都市計画法」・「市街地建築物法」が公布された 4. 10 「史跡名勝天然紀念物保存法」が公布された 4. 11 「道路法」が公布された
9	1920	9. 21 「春日野運動場使用規程」を制定した
10	1921	1. 14 大雪のため芳山などに折木被害が出た 4. 8 「国有財産法」が公布された 4. 30 手向山神社境内社住吉神社本殿が特別保護建造物に指定された 4. 公園費不正が摘発される(技手1名の有罪で終わる) 5. 17 奈良県物産陳列所、奈良県商品陳列所と改称した 6. 14 「奈良公園改良諮詢会規則」を改定、委員を増員した 8. 1 奈良県処務細則の改正で内務部公園課が独立し、坂田静夫が初代課長公園主事となった
11	1922	10. 8 大日本山林大会(第31回大会)が奈良県公会堂で開かれた 3. 8 奈良公園が名勝に指定された 4. 21 東大寺勸学院から出火、上性院も類焼した 10. 16 成毛基雄が奈良県知事に任命された 11. 17 嫩草山登山電気鉄道株式会社が若草山背腹にケーブルカー架設の申請を提出した(大正14. 12. 15不許可)
12	1923	3. 7 春日神社境内の竹柏樹林・東大寺知足院の奈良八重桜が天然紀念物に指定された 8. 17 「奈良公園内行商及遊芸稼人等取締規則」・「奈良県公会堂使用規則」を制定した(大正7.1「奈良公園内営造物貸与規則」は廃止) 9. 1 関東大震災 10. 25 鈴木信太郎が奈良県知事に任命された
13	1924	1. 15 「奈良公園地内行商及遊芸稼等取締規則」に写真撮影を追加した 2. 25 奈良県、奈良公園林経営について施業計画案を添え内務大臣に認可を申請した 4. 5 県の奈良公園林経営が名勝風致を保存することを条件に内務大臣から認可された 9. 19 「奈良公園内建物使用料」を制定した 11. 26 勸学院・上性院跡地を奈良公園地から解除して御料地に編入、正倉院敷地とした。また大仏池(二つ池)を改修、正倉院の防火用水池とした 12. 9 春日山原始林が天然紀念物に、地獄谷石窟仏・春日山穴仏が史跡に指定された 12. 26 宮内省が添上第二御料地を国有地に移管した(大正14. 3. 23春日神社境内地となる)
14	1925	3. 25 若草山山麓の借地茶店経営者・名産商等芝生保護のため草履賃貸の営業許可を県に出願した(4.1実施)

年 号	西 暦	事 項
(大 正 14)	1925	4. 1 若草山の下駄ばき登山が禁止された 4. 茶草山山麓借地茶店経営者、名産商等、登山券を発行、下駄を預かり絵ハガキを販売した 5. 1 歩兵第53聯隊廃止のあと歩兵第38聯隊が移駐した 5. 29 「奈良公園特別使用規則」(活動写真撮影)を制定した 6. 26 三笠山ケーブルカーの設置は不適當と奈良県は鉄道・内務両省に進達した 10. 5 奈良県が春日神社に対して神鹿の分譲を禁止する通牒を発した 10. 24 興福寺南大門跡で神鹿問題について市民大会を開いた 10. 春日神社、鹿の角伐りは残酷だとして中止した 12. 4 「活動写真撮影取締規則」を制定した
昭 和 1	1926	7. 1 県下10郡役所が廃止された 9. 28 別府総太郎が奈良県知事に任命された 12. 26 昭和と改元
2	1927	4. 20 「公園土地建物使用規則」を制定した(明治35.8「奈良園管理規則」は廃止) 5. 17 百済文輔が奈良県知事に任命された 12. 7 奈良公園借地人組合が創立總會を開き、規約を制定した
3	1928	1. 1 奈良市街自動車株式会社、奈良駅―春日神社間乗合自動車営業を開始した 3. 31 「奈良公園春日野運動場占用規則」を制定した 7. 31 「公園地使用料」を改正した 10. 14 大正14年以来、中断していた鹿の角切り行事が復興した 10. 20 春日山周遊道路自動車道が開通した(竣工式11. 4) 11. 3 奈良電気鉄道、桃山御陵前一西大寺間が開通し、奈良と京都が直結(11. 15)した 11. 21 奈良市は御大典記念植樹を五十二段西側で行なった 12. 18 大阪電気軌道株式会社経営の春日山周遊自動車の運行が許可された(昭和4.4.1運転開始)
4	1929	3. 28 「国宝保存法」が公布された 4. 宮内省に臨時正倉院宝庫調査委員会が設置された 5. 19 春日野水泳場竣工。プール開きを兼ねて記念水泳大会を開いた 6. 5 神鹿保護会が御大典事業として大鹿苑(現鹿苑)を建設、完成した 6. 12 「奈良公園水泳場使用規則」を制定した 7. 8 「奈良公園水泳場使用細則」を制定した 7. 18 国道期成同盟、国道15号線拡幅を内部・文部両大臣に陳情した 8. 10 笹井幸一郎が奈良県知事に任命された 9. 14 春日山周遊道路の第2期工事(屈曲部の緩和、拡幅など)に着工した 11. 17 春日山周遊道路の改修は名勝奈良公園地、天然記念物春日山原始林内にあることから問題になり、文部省囑託三好學博士が調査し、保存について笹井知事に申入れた 12. 13 文部省の内田囑託、春日山原始林内の鳥獣、ルースシジミ生息地の調査を行なった 12. 19 文部省、春日山原始林の保存のため春日山周遊道路第2期工事の中止を指示し、奈良県に対し天然記念物保存について申入れた
5	1930	4. 1 若草山一重目、芝生保護のため前面の登山を禁止した(～5. 31) 6. 10 春日山周遊道路の第2期工事が終了した 7. 2 奈良県史蹟名勝天然記念物調査会、春日山原始林保存問題を協議したが、結論は出なかった 8. 26 小栗一雄が奈良県知事に任命された 9. 3 「奈良公園山林部道路使用料条例」を公布した(9. 15施行)
6	1931	2. 3 奈良公園地内に JOBK の放送塔の設置申請があった 3. 6 若草山麓の借地茶店経営者・名産商等、若草山登山禁止の解除を県に嘆願した 3. 24 「奈良公園水泳場使用条例」を制定した(大正13. 9「奈良公園水泳場使用規則」は廃止)・「奈良公園建物使用料条例」を制定した(大正13. 9「奈良公園地内建物使用料」は廃止) 「奈良公園内行商及遊芸稼等取締規則」を改正し、入園鑑札・行商票下付手数料を改めた

年 号	西 暦	事	項
(昭和 6)	1931	4. 1 「国立公園法」が公布された 若草山の芝生保護のため三笠山保勝会が結成された	
		4. 25 三笠山保勝会、登山券を販売し、絵ハガキを売り、下駄を預かった JOBK 放送塔の取付けが完了し、同夜から放送を開始した	
		5. 5 石黒英彦が奈良県知事に任命された	
		6. 10 国鉄奈良駅、大軌奈良駅 2 カ所に観光案内所を新設した	
		7. 7 「奈良県公会堂使用条例」を制定した(大正12.8「奈良県公会堂使用規則」は廃止) 「奈良公園春日野運動場占用条例」を制定した	
		8. 5 奈良市観光協会が発足した	
		9. 3 万葉植物園の標本植物が決定し、植栽がはじまった	
		9. 18 満州事変が起こる	
		9. 19 「国立公園施行令」・「国立公園施行規則」が公布された	
		10. 1 「奈良公園使用料条例」を制定した	
		12. 28 久米成夫が奈良県知事に任命された	
7	1932	3. 25 ルーミスシジミ棲息地(春日野町御蓋山 160 番地)が天然記念物に指定された	
		6. 21 春日神社古楽保存会が設立された	
		7. 23 東大寺旧境内(雑司町・水門町・川上町)約23万坪が史跡に指定された	
		8. 18 「広告物取締法施行規則」を制定し、公園地・名勝等に広告物の表示・設置を禁止した	
		10. 1 万葉植物園が開園した(235種類)	
		10. 22 「奈良公園山林部道路使用料条例」を改正した	
		11. 1 大軌経営の春日山周遊自動車の運行が危険防止のため破石一芳山一鎌研山一月日亭の逆コースをたどるようになった	
		11. 25 春日山周遊バス路線を鎌研山一若草山頂間に延長した	
8	1933	3. 20 奈良市制35周年記念として「観光と産業博覧会」が開催された	
		4. 1 奈良市観光課が設置された 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が公布された	
		6. 6 県公園課疑獄事件第 1 回公判が奈良地方裁判所で開かれた	
		7. 内務省次官通牒「都市計画調査資料及計画基準」により都市計画都市緑化に関する風致地区の指定がはじまった	
		8. 30 「奈良県公園使用料条例」を改正した	
		9. 22 関東軍、白鹿を春日神社に献納した	
		10. 23 県公園課疑獄事件結審(11. 10判決、有罪 5 人・無罪 3 人)	
9	1934	2. 1 児玉政介が奈良県知事に任命された	
		3. 1 満州国、帝政実施	
		3. 13 東大寺東南院旧境内が史跡に指定された	
		3. 22 県庁前一奈良師範学校前の歩道にナンキンハゼを移植した	
		3. 31 奈良県商品陳列所(旧奈良県物産陳列所)を、奈良県立商工館と改称し、「奈良県立商工館規則」を制定した	
		9. 1 「奈良公園取締規則」を改正し、松虫・鈴虫・螢・モリアオガエルの捕獲を禁止した	
		9. 21 室戸台風により奈良公園・春日奥山等の被害甚大	
		10. 超然亭を改築した	
		12. 片岡梅林内八角亭を移転改築し、八方亭と改称した この年、「大和観光地联合会」(奈良県観光連盟の前身)が発足した	
10	1935	1. 15 一戸二郎が奈良県知事に任命された	
		9. 1 「奈良公園山林部道路使用料条例」改正により自動自転車にも適用し、通行時間をかぎった	
		11. 13 県処務細則の改正で公園課の分掌事項を定めた	
		12. 2 崇仁親王、成年式をすませ三笠宮と称せられた。これにより従来若草山を三笠山とも呼称した混乱を避けるため、県は「若草山ノ呼称是正ニ関スル件」(12. 9)を訓令した	

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 10)	1935	12. 3 三笠山保勝会が若草山保勝会と改称した
		12. 9 三笠宮殿下が若草山・御蓋山に登山された
11	1936	5. 奈良ホテル前線(登大路―肘塚)を奈良市都市計画路線として拡幅改修に着手した(昭和15年完成)
		7. 2 奈良県観光聯合会理事会は県に観光課の設置を要望した
		9. 3 鶯塚古墳(春日野町 157 番地)が史跡に指定された
		9. 27 奈良帝室博物館の新収蔵庫の起工式が行なわれた
		11. 30 「帝室博物館寺社宝物受託規程」が制定された
12	1937	1. 1 奈良県は公園課のほかに観光課を新設した。坂田静夫公園課長が観光課長を兼務した
		4. 1 大和観光聯合会は加入団体を増加、大発展を期して奈良県観光聯合会と改称した
		5. 5 奈良県は奈良公園地を含む 6 カ所、2,890平方メートルを風致地区に指定した
		6. 26 皇太后が来寧、奈良県公会堂に宿泊された
		6. 一戸二郎知事が奈良置県50周年記念のため県政調査を行ない、県政運営の方針を定めた。奈良公園の運営についても指針を定めた
		7. 7 日華事変起こる
		三島誠也が奈良県知事に任命された
		9. 4 「風致地区規則」を制定(明治35・2「県令第8号」は廃止)、「風致地区ニオケル不要許可事項」(風致地区規則第2条の規定による)を告示した
		10. 16 興福寺「花の松」が枯死した(昭和13.3.9伐採)
		10. 31 奈良帝室博物館の新収蔵庫(コンクリート造)が竣工した
		12. 6 奈良県、三笠山土地株式会社との間に水谷川橋一手向山神社間の土地使用貸借契約を締結した(若草山麓自動車路新設許可による)
		12. 7 水谷川橋一手向山神社間の観光道路用地が、奈良公園地域に編入された
		12. 17 観光道路地の史蹟変更願が認可された。このため車道開設反対運動がおこった
13	1938	1. 18 足立康博士が車道開設地は開化天皇の春日率川宮趾伝承地であるとして「聖地奈良公園の危機と其保存」という冊子をつくり反対を唱えた。なお、若草山麓町民、奈良旅館料理組合・人力車夫組合も反対、これに対し奈良実業協会は賛意を表した
		1. 「花の松」献木賛賞会が結成された
		2. 1 奈良公園の開発に反対する足立康は奈良史蹟愛護連盟、志賀直哉は奈良風致愛護会を結成し、陳情書を知事に提出した
		8. 15 文部省は、若草山麓車道の新設を条件付きで認可した
		9. 10 春日山周遊不定期遊覧バス事業、大軌から奈良自動車株式会社が譲りうけた
		11. 2 若草山麓車道新設の鍬入式を行なった
14	1939	2. 県は奈良市交通機関等と紀元2600年奉祝事業のための臨時観光委員会を開いた。公園課は桜の権威者笹部新太郎を招いて公園に桜木の植栽を計画し、春日野運動場周辺に山桜など150本、奈良―橿原間国道路線に1万本の桜を植えた(～3月)
		4. 1 若草山麓車道が開通した
		4. 8 「寺院ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」が公布された
		5. 8 東大寺・興福寺は公園地に囲まれた境内地の解除願を内務大臣に申請した
		6. 13 東大寺は県知事に「公園解除ニ附陳情書」を提出した
		6. 18 興福寺は県知事に「公園地解除御願につき追願書」を提出した
		8. 29 「奈良公園内建物使用料条例」を改正した
		8. 名木「花の松」の後継樹がきまった
15	1940	1. 大軌が奈良公園大仏前四つ辻に観光案内所を設置した
		2. 11 橿原神宮外苑を会場として紀元2600年記念行事が相次いで挙行された
		3. 23 東大寺境内地54,731坪、興福寺境内地16,366坪、合計71,097坪が奈良公園区域から解除された
		3. 「花の松」一世の由来、二世献木の記念碑が建てられた
		3. 紀元2600年奉祝事業として奈良公園(春日野運動場付近)に桜を植樹した

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 15)	1940	4. 9 宮村才一郎が奈良県知事に任命された
		4. 23 花の松が植えられ、興福寺東金堂解体修理落慶供養式が行なわれた
		10. 1 春日山周遊不定期遊覧バスはガソリン規制強化のため運行を停止した
		11. 9 山内逸造が奈良県知事に任命された
		11. 21 紀元2600年奈良県大奉祝会が県庁前広場で行なわれた
	1941	3. 12 大阪電気軌道株式会社、参宮急行電鉄株式会社を合併、関西急行鉄道株式会社と改称した(昭和18.2.1大阪鉄道株式会社を合併)
		3. 13 興福寺薪能が50年ぶりに復興した
		4. 1 「公園土地建物使用規則」・「奈良公園内行商及遊芸人等取締規則」が改正された
		6. 4 ナギの繁殖対策で文部省史蹟名勝天然記念物調査会臨時委員本田京大助教授が現地調査を行なった
		7. 4 県立竜田公園が開設された
16	1942	12. 8 大東亜戦争起こる この年、地獄谷国有林でガソリン補助燃料の松脂・松根油の採集が行なわれた
		6. 26 春日神社本社一の鳥居が国宝に指定された
		6. 県公園課は、ルースシジミがほとんど死滅状態であることを確認した
		7. 7 堀田建男が奈良県知事に任命された
		8. 1 公園課・観光課を統合し、総務部に聖地顕揚課を設置した
	1943	10. 31 奈良市は観光課を廃止し、厚生課観光係とした
		11. 1 聖地顕揚課は内政部に属し、旧学務課の所管事務もつかさどった
		11. 9 東大寺大仏殿の銅幡が供出された
		12. 22 板倉(円窓亭)が国宝に指定された この年、アメリカのランドン・ウオーナーは「米戦争地域における美術及び史跡救済の保存委員会」へ奈良・京都を中心とする日本全国の地図付社寺一覧表を提出した。 県庁職員用防空壕用木として春日奥山の松木を伐採した
		奈良県、超然亭を興福寺に売却した(翌年10月、水門町に移築)
17	1944	1. 20 東大寺大仏殿建立1200年記念法要および記念事業がはじまった
		3. 31 奈良県立師範・女子師範学校は専門学校に昇格、官立奈良師範学校となり、それぞれ男子部、女子部となった
		4. 大日本飛行協会・航空同友会、若草山を滑空機(グライダー)発着場に活用することを決定した
		7. 1 沢重民が奈良県知事に任命された
		9. 7 奈良県は芳山・花山の薪炭用材伐採のため現地調査を行なった この年、奈良帝室博物館は重要寄託物・館有物などを大蔵寺・円照寺・正暦寺や吉野郡の民家に疎開した
	1945	1. 10 県農務課、食糧増産策として鯉の増殖をはかるため猿沢池・東大寺鏡池の鯉を捕獲した
		4. 12 若草山の亜炭発掘のため県知事らが現地を調査した
		4. 28 奈良市経済課、神社仏閣の可耕地の空閑地利用運動を進める
		6. 1 関西急行鉄道株式会社、南海鉄道株式会社を合併し、近畿日本鉄道株式会社と改称した(昭和22.6.1旧南海鉄道を分離)
		7. 8 海軍航空官民合同演習を春日野運動場で実施した
18	1944	9. 5 東大寺二月堂が国宝に指定された
		10. 10 「奈良県松根油統制組合統制規程」設定の件が認可された
		12. 7 東海大地震で春日神社の燈籠 875 基が倒壊した
	1945	2. 13 小田成就が奈良県知事に任命された
		6. 1 アメリカ艦載機、奈良市内に焼夷弾を投下、法蓮町で民家が炎上した
		6. 食糧増産のため春日野運動場が奈良市民に貸付けられ開墾された
		6. 航空機用の液体燃料補強剤として公園平坦部の松から松脂を採集した
		8. 15 ボツダム宣言を無条件で受諾、敗戦(9.2降伏文書調印)

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 20)	1945	9. 24 アメリカ第 6 軍将兵が、奈良に進駐し奈良ホテルを接收した 9. 聖地頭揚課、春日野運動場の復元のため栽培作物を11月までに撤去させることにした 10. 辻り坂に露天・闇市マーケットが出現した 11. 10 聖地頭揚課は疎開中の国宝類の返還を各社寺に通知した 12. 15 連合軍総司令部は「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保証・支援・保全・監督ナラビニ弘布ノ廃止ニ関スル件」を指令した
	21 1946	1. 25 小野正一が奈良県知事に任命された 3. 31 県処務規程の改正で聖地頭揚課は内務部文化課と改称した 4. 30 「奈良公園山林部道路使用料条例」を改正した 5. 3 奈良帝室博物館は宮内省図書寮の所管となり、正倉院事務所が管轄した 5. 15 連合国軍が春日野水泳場を接收した(昭和27. 4. 21解除) 6. 3 奈良県観光協会会長は正倉院宝物の一般公開を宮内大臣に請願した 7. 1 連合国軍が春日野運動場を接收した(昭和27. 3. 26解除) 7. 12 「案内人取締規則」の一部を改正した 7. 22 奈良市に観光勸業課が設置され(昭和24. 11. 28観光商工課、同25. 6. 1観光課、同30. 10. 1観光商工課と改称)観光行政を担当した 8. 10 興福寺五重塔前で「軽音楽と盆おどりの夕」が開催された 9. 14 進駐軍が奈良公園内公舎一棟(旧公園課長官舎)を将校宿舎として接收した(昭和27. 5. 14解除) 10. 19 正倉院特別展が奈良帝室博物館で開かれた(～11. 9)。入館者147, 487人。以後奈良の秋を彩る恒例行事となる 12. 7 春日神社で第 1 回奈良の鹿増殖対策協議会を開いて「春日神鹿」を「奈良の鹿」と改称し、天然記念物指定の促進を決議した 12. 18 奈良県、教育民生部を新設し、文化課が教育民生部の所属となり観光事務を所管した 12. 20 官幣大社春日神社が春日大社と改称した
22	1947	12. 21 南海大地震で春日大社の燈籠 425 基が倒壊した 2. 1 若草山が登山客の失火で約 3, 000 坪を焼失した 2. 4 春日大社の節分万燈籠が再興された(中元万燈籠 <8. 15> も再興) 3. 14 谷口寛が奈良県知事に任命された 4. 1 興福寺五重塔が一般公開された(5. 31まで) この年、リンククによる奈良名所案内が始まった 4. 12 「社寺等は無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」が公布された(5. 2施行) 4. 15 野村万作が奈良県知事に当選した(公選の始まり) 4. 23 神鹿愛護会が奈良の鹿愛護会と改称した 5. 1 奈良県特別保護物件顕彰規程が施行された 奈良公園区域から東大寺・興福寺・手向山神社・天神社・瑜伽神社・氷室神社・春日大社末社の36, 624坪を除籍した 奈良県が大蔵省へ奈良公園から除籍した国有地を返還した 5. 3 奈良帝室博物館が宮内省から文部省に移管され、国立博物館奈良分館と改称した 6. 26 鹿の飼料園が完成した 7. 4 アメリカ駐留軍が独立記念日に春日野運動場で花火大会を催し、それが失火原因となって東大寺本坊が全焼した 8. 18 奈良の鹿が天然記念物に仮指定された 10. 1 春日山周遊道路が奈良交通株式会社の定期観光バス路線となった
	23 1948	1. 20 奈良県名所旧跡国宝連盟が組織された(昭和24. 7. 1奈良県国宝保存連盟と改称) 2. 9 奈良県教育民生部が教育部・民生部に分離、文化課は教育部に所属した 4. 9 連合国軍、奈良県公会堂を接收した(昭和27. 5. 9解除) 4. 春日大社、国有境内地(284, 056坪)の無償譲与申請を大蔵大臣に提出した(昭和26. 8認可)。各社寺がこれに次いだ 7. 15 「教育委員会法」が公布された

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 23)	1948	8. 1 奈良県商工館に奈良県観光館(観光案内所)を併置した 8. 9 東大寺大仏お身拭いが9年ぶりに実施された 8.17 「案内人取締条例」を制定した 8.24 奈良県教育部文化課を廃止、民生部に観光課を置き、公園や観光行政のほか国宝古建築・重要美術品・史跡・名勝・天然記念物の保存修理等の関係事務を所管した 9.17 「県立公園取締条例」を制定した 10. 5 奈良県教育委員が公選された(昭和31.6.30首長の任命制となる) 10.21 奈良県観光聯合会を奈良県観光連盟と改称した 11. 1 奈良県教育委員会事務局が発足、古文化の保存事務(国宝の保存修理)は社会教育課が所管した 奈良市役所が全焼した 11.15 奈良県名所旧蹟国宝保存連盟が「国宝保存宝くじ」を発行、収益金400万円を国宝修理補助金にあてた
24	1949	1.26 法隆寺金堂焼失 3.14 県観光課が若草山ローンスキー場を設置した 4.15 「奈良公園内建物使用条例」・「奈良公園使用料条例」を公布した 5.31 奈良女子高等師範学校・奈良師範学校がそれぞれ奈良女子大学・奈良学芸大学と改称した
25	1950	6. 正倉院、宮内庁書陵部の管轄となる 10. 6 猿沢池采女祭に花扇管絃船を浮かべた 1.15 若草山山焼き、従来2月11日であったのがこの年から1月15日となる 4.29 興福寺本坊東側に奈良公園野外公堂を設置した 5. 1 奈良県教育委員会事務局に文化財保存課を設置し、社会教育課分掌の文化財事務を所掌し、観光課留保の史跡名勝天然記念物の保存事務も委ねられた 5.10 野村万作知事「寺院等に無償で貸し付てある国有財産の処分に関する法律」にもとづき、公園から解除した旧東大寺・興福寺境内と隣接地春日大社境内の一部を公園に編入されるよう内務省に陳情した(5.19再陳情) 5.30 「文化財保護法」が公布された(「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」「史蹟名勝天然記念物保存法」は廃止) 7.15 県観光課が若草山にテント村を設けた 8.29 国に文化財保護委員会が設けられ、国立博物館奈良分館はその付属機関となった 9. 3 ジェーン台風で奈良公園は大きな被害をこうむった 9.11 「奈良県指定文化財保存顕彰規程」で独自の文化財指定が可能となった 9.20 奈良市住民の投票で「奈良国際文化観光都市建設法」が成立する 10. 8 興福寺、境内各所に野球禁止の制札を立てた 10.21 「奈良国際文化観光都市建設法」が公布された 11.15 地獄谷国有林の一部を奈良県は国から借用した 11.17 奈良市は「奈良国際文化観光都市建設法」の制定にからみ、奈良公園の管理権移管を主張、国会観光議員連盟・県選出国会議員・県会議員・市会議員の懇談会を開催した(昭和32年再燃)
26	1951	1.11 奈良市が猿沢池観光案内所を新設した 2. 東大寺など社寺が公園地解除による払下げをうけた 3. 2 奈良県文化財専門審議会が設置された 3.15 奈良市が近鉄奈良駅前観光案内所を設置した 4.30 奥田良三が奈良県知事に就任した 5. 春日大社・興福寺・東大寺・手向山神社・瑜伽神社・天神社・氷室神社は国有境内地の譲渡後の運営について「境内地運営委員会」を組織、「境内地運営委員会規定」を定めた 6.25 朝鮮戦争(動乱)勃発 6. 「公園運営協議会」の意を体し、県が公園運営の衝にあたることになった

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 26)	1951	7. 10 県観光課が地獄谷キャンプ場を開設した
		8. 17 「奈良県立公園条例」を公布した
		8. 奥田知事、奈良県勢振興4ヵ年計画を発表した(観光振興4ヵ年計画)
		9. 奈良県「駐車場設置運営委員会」を組織した
		10. 9 「奈良県立公園審議会規程」を公布した(大正6.8「奈良公園改良諮詢会規則」は廃止)
		10. 10 天皇陛下ご来県。県下各地をご巡幸(～20日まで)
		10. 19 知事公舎で天皇陛下が平和条約、日米安全保障条約批准書を認証された
		11. 1 春日若宮おん祭が県指定無形文化財に指定された
		11. 20 奈良県、文化財研究所設立のため旧奈良県商工館の寄付受納方を文化財保護委員会委員長に提出した
		11. 24 春日大社境内地が国から譲与された
		12. 24 「文化財保護法の一部を改正する法律」により、国立博物館の分館を奈良市に、研究所を奈良文化財研究所とし、奈良市に置いた
		奈良文化財研究所は国立博物館奈良分館内で業務を開始した
		12. 26 奈良文化財研究所庁舎を奈良県商工館と決め、奈良県知事はこれを寄付した
		27 1952
27	1952	1. 24 興福寺修二会(鬼追式のみ)が再興された
		4. 1 国立博物館奈良分館、東京国立博物館奈良分館と改称した
		5. 奈良 R. R センター(Rest and Recuperation Center)が奈良市横領町に設置された(昭和28.8.3神戸市に移転)
		7. 1 奈良県商工館、興福寺本坊東側に仮設建物をつくり移転した
		7. 8 「奈良県立公園使用料条例」・「奈良公園内建物使用条例」・「奈良県観光自動車駐車場条例」を制定した(昭和24.4「奈良公園内建物使用条例」・昭和24.4「奈良公園使用料条例」は廃止)
		7. 18 吉野大地震で春日大社の石燈籠800基が倒壊、大仏殿の虚空蔵菩薩の宝冠が落下し破損した
		8. 1 東京国立博物館奈良分館、奈良国立博物館と改称した
		8. 戦災から奈良をまもったL. ウォーナー博士が奈良の正倉院・東大寺・興福寺などを見学した(昭和30.6.9死亡)
		9. 15 采女神社例祭に管絃船を猿沢池に浮べた
		10. 6 高畑町に観光バス駐車場が竣工した
		28 1953
28	1953	3. 23 東大寺鏡池のワタカが県指定天然記念物に指定された
		3. 31 正倉院の東宝庫が完成した
		3. 奈良文化財研究所、新庁舎(旧奈良県商工館)で業務を開始した
		5. 20 興福寺境内地に自動車乗入れ禁止の制札を立てた
		6. 10 建設省、公園の適正化をはかるため「太政官布告により設置せられた公園の管理の適正化について」を各都道府県に通達した
		8. 31 奈良市が国鉄奈良駅前観光案内所を設置した
		9. 25 台風13号により被害多く、災害救助法が発動された。佐保川・吉城川が氾濫、手向山神社宝庫が半壊した
		10. 1 奈良公園運営協議会が発足した
		10. 17 鹿の角伐りが13年ぶりに復活した(～18)
		この年、旧志賀直哉邸が進駐軍宿舎から解除、厚生年金会館「飛火野荘」宿舎となる
		29 1954
29	1954	4. 1 「奈良県立公園条例」を公布した(昭和26.8「奈良県立公園条例」・明治35.8「奈良公園管理規則」・昭和2.4「公園地建物使用規則」・昭和27.7「奈良県立公園使用料条例」・昭和27.7「奈良公園内建物使用条例」・大正14.5「奈良公園特別使用規則」・昭和6.7「奈良公園春日野運動場占用条例」・昭和4.6「奈良公園水泳場使用条例」・大正12.8「奈良公園内行商及遊芸稼人等取締規則」・昭和5.9「奈良公園山林部道路使用料条例」・昭和23.9「県立公園取締条例」・昭和6.7「奈良県公堂使用条例」は廃止)
		「奈良県立公園条例施行規則」を公布した(明治30.12「奈良公園山林部焚場設置規程」・昭和4.7「奈良公園水泳場使用細則」・昭和5.9「奈良公園山林部道路使用料条例第三条ノ自動車自動自転

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 29)	1954	車通行時間」は廃止)
30	1955	7. 1 奈良文化財研究所、奈良国立文化財研究所と改称した 1.15 若草山焼きで少年 5 人火傷、うち 1 人が死亡した 2. 1 奥田知事再選 2. 2 東大寺五輪塔(俗称頼朝墓)が重要文化財に指定された 3.15 奈良市、生駒郡伏見町・富雄町・添上郡辰市村・明治村・五ヶ谷村・帯解町を合併 4.25 若草山の裏、通称北市山付近から出火、約 3 町歩が焼失した 4.29 奈良県公会堂で奈良国立博物館60周年記念式典が行なわれた 5. 2 聖武天皇1200年遠忌にあたり、東大寺で聖武祭を執行した 10. 5 春日大社56年次式年造替完了、遷座祭・記念祭を行なった 10.15 大仏開眼1200年祭を行なった 12.21 近畿日本鉄道、奈良一大阪間の特急運転を開始した
31	1956	2.15 春日山原始林が特別天然記念物に指定された 4.20 「都市公園法」が公布された(10.15施行) 6. 奈良県、京都市の例にならい神社仏閣などの観光施設入場料に対し、観光税を徴収する検討をはじめた。社寺側は反対を表明した 7. 奈良県は観光税問題について「法定外普通税トシテノ観光税ノ創設ニツイテ」を発表した 10. 9 「都市公園法施行規則」が公布された 10.12 「奈良県税条例の一部を改正する条例」により「文化観光施設税」を新設した 10.13 「都市公園法施行に伴う地盤国有公園の取扱いについて」通知をうけ、奈良県は奈良公園敷地を大蔵省に引継ぐ作業にかかった 10.22 奈良市、奈良公園の譲渡または管理を大蔵省に要請した
32	1957	4.17 奈良市横領町の RR センター跡を積水化学株式会社に払下げた 6. 1 「自然公園法」が公布された 奈良観光・近畿・帝産自動車株式会社に観光バス運行を認可した 7.30 奈良公園敷地1,500,166坪余および公園用途廃止の土地4,807坪余を「都市公園法」施行に遡及して建設省から大蔵省に引継いだ 8. 旧世尊院跡(井上邸)が観光ホテル化することから買収問題が起こった 9. 1 奈良市、添上郡田原村・柳生村・大柳生村・東里村・狭川村を合併し現在の市域となる 9.18 「奈良のシカ」が天然記念物に指定された 9.19 キャンプ奈良 C 地区(元第38聯隊)が奈良学芸大学用地として譲渡された 井上邸買収反対の県民大会が開かれた 9.27 奈良県議会、井上邸の買収を可決した 10. 1 奈良公園運営審議会委員(16名)を任命委嘱した 10.25 東大寺の大鐘にひび割れが発見され、観光客の鐘つきを中止した 11. 1 春日野観光自動車駐車場用地の貸借契約を締結し、工事に着手した(現大仏前観光自動車駐車場) 11. 5 自治庁で文化観光施設税徴収について社寺側(東大寺・法隆寺・唐招提寺・薬師寺)は条件付きで県に合意した 11. 6 自治庁、奈良県・奈良市に文化観光施設税徴収を許可した(昭和33.3.25文化観光施設税は4ヵ寺が相当額を奈良県・奈良市に寄付納入することで解決した。期限は昭和39.9.24まで) 11.11 奈良県、大蔵・文部両大臣に奈良学芸大学移転(キャンプ奈良 C 地区)に伴う大学敷地及び建物の譲渡を陳情した 11.19 奈良公園運営審議会に奈良県は公園の整備計画案を提出した 11.27 芳山・花山公園林施行案編成懇談会が開かれた
33	1958	2.20 キャンプ奈良 ABC 地区全面解除され、進駐軍の姿が奈良公園地区からみられなくなった 3.31 春日野観光自動車駐車場が竣工した

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 33)	1958	4. 10 金剛生駒国定公園が指定された 5. 15 旧大乘院庭園が名勝に指定された 5. 28 奈良県、国有財産貸付申請書を大蔵省に提出した 7. 7 奈良国立文化財研究所、昭和34年度から15ヵ年計画で平城京跡の発掘調査を開始した 7. 18 奈良のシカが500頭を超えた 10. 11 奈良学芸大学本校舎を高畑町に移転した 12. 25 阪奈道路開通(昭和45.3.11 4車線に拡張)
	34 1959	1. 31 奥田知事3選 4. 31 国立奈良博物館新庁舎竣工、八窓庵(茶室)の横に含翠亭(旧木造事務室転用)が建設された 5. 奈良県、「奈良県立都市公園条例」の原案作成にとりかかる 6. 5 奈良学芸大学西校舎も移転した 7. 14 国際ホテル建設推進案が県議会で提唱され、県・県商工会議所・奈良市で計画が進められた(実現せず) 7. 25 奈良県、大蔵省と国有財産無償貸付契約書を締結し、無償貸付物件1,496,179坪余、有償貸付物件3,986坪余、鼓阪小学校敷地(有償貸付物件)の除却申請が認められた 7. 奈良公園内の樹木の種類・年生・数量調査を行なった(芳山を除く)
	35 1960	9. 21 奥田知事、県会で県庁舎の改築を表明した 3. 1 奈良学芸大学校舎の用途廃止、文部省から大蔵省が引継いだ 3. 10 奈良遷都1250年祭が執行された 3. 15 高円山ドライブウェイが開通した 3. 31 「奈良県立都市公園条例」・「奈良県立都市公園条例施行規則」および「奈良県立公園条例の一部を改正する条例」を公布した(4.1施行) 4. 1 「奈良県立都市公園条例」による奈良公園内車馬乗入れ指定道路を定めた。県立都市公園の名称、位置および区域も定められた 「奈良県屋外広告物条例」を公布した 4. 23 鎌研山料金所東の民有林で山火事がおこり、約13ヘクタールを焼失した 8. 15 高円山で第1回奈良大文字送り火行事が行なわれた 9. 30 財団法人大和文化財保存会が設立された(奈良県国宝保存連盟は解散)
36	1961	12. 20 「新道路交通法」が公布された 1. 23 奈良県、大蔵大臣に旧奈良学芸大学敷地を国有財産特別措置法にもとづき譲与申請書を提出した 3. 23 奈良県議会県庁舎建設特別委員会は賛成多数で旧奈良学芸大学跡地に県庁舎を改築することを可決した 4. 14 奈良県が「県庁付近整備推進対策本部設置規程」を定めた 5. 11~12 この年から薪能がこの日に行なわれることになった 6. 16 旧奈良学芸大学跡地の譲渡を受けた。奈良学芸大学付属小学校も移転が決定したので、奈良財務部はその跡地に政府出先機関の合同庁舎の建設をはかった 6. 前月から実施中の興福寺の土堀が撤去された 7. 1 奈良ドリームランドが開園した 9. 1 春日野運動場の一部を利用して春日野駐車場開設(昭和43.11.25閉鎖)。このため旧春日野観光自動車駐車場は奈良大仏前観光自動車駐車場と改称した 9. 16 台風18号(第2室戸台風)で奈良公園樹木約10万本の被害を受け、春日大社一の鳥居も倒れた 10. 15 奈良公園内の国有財産有償貸付物件の施設は公園施設に転用され、無償貸付物件となった 10. 阪本勝兵庫県知事、「奈良俗化論」を唱えた
		11. 15 台風被害甚大により、奈良公園整備対策委員会(32人)が置かれた(11.28初会合)
		3. 25 正倉院西宝庫が竣工した
37	1962	4. 9 旧一乗院宸殿、殿上および玄関(奈良地方裁判所建物)が重要文化財に指定された(昭和39

年 号	西 暦	事 項
(昭和 37)	1962	年唐招提寺境内に移転)
		6. 1 興福寺五重塔への登昇が禁止された
		8. 18 興福寺境内野外音楽堂を駐車場とする改修工事を行なった (一の鳥居前駐車場と命名, 昭和40. 4. 1以降有料)
38	1963	11. 26 興福寺境内の自動車通行を全面的に禁止した
		12. 21 新県庁舎の起工式が行なわれた
		1. 31 奥田知事 4 選
39	1964	7. 10 「近畿圏整備法」が公布された
		10. 7 風致保存を期する「奈良をまもる会」が県庁改築反対運動を展開した
		11. 26 奈良公園整備対策委員会「奈良公園整備計画案」を作成した
40	1965	12. 28 建設省, 奈良国際文化観光都市公園事業の執行年度割を告示し, 執行行政庁を奈良県とした
		3. 10 奈良県は期限満了の文化観光施設税を引続いて, 仮称文化会館の建設経費や文化財保護と観光施設整備の財源とする目的で徴収する方針であると表明した
		4. 8 奈良県, 東大寺南大門東南の吉城川沿いにレストハウスを建設した
41	1966	6. 18 奈良県, 奈良公園内の樹木(国有財産)の普通財産貸付申請書を提出した (昭和40. 2. 20国有財産無償貸付契約書の締結)
		10. 18 東京オリンピックに協賛し, 各社寺は一斉に宝物を公開した
		2. 26 奈良県議会は「奈良県文化観光税条例」案を可決した
		3. 18 移転改築の県庁舎が竣工落成した(4. 1開庁)
		3. 奈良警察署は春の観光シーズン中, 元奈良学芸大学運動場を自家用車の臨時駐車場に開設する計画を立てた
		奈良県は「ナラノヤエザクラ」25本を若草山に植栽した
		4. 1 一の鳥居前駐車場が開設された
		5. 11 奈良県, 「奈良県文化観光税」の徴収の許可申請を自治省に提出, 東大寺は反対した
		5. 「近畿圏整備法」にもとづく保全区域が指定された(奈良公園・平城・山の辺区域は包含指定)
		9. 17 台風24号, 興福寺五重塔の瓦が飛び, 公園内の樹木も相当の被害を受けた
		9. 奈良地方裁判所が改築竣工した
		11. 29 「奈良県文化観光税」の徴収を自治省は許可した
		12. 16 名阪国道開通(昭和44. 3. 21西名阪道路開通)
		12. 21 奈良国際文化観光都市建設計画風致地区の変更が行なわれた
		1. 13 「古都に於ける歴史的風土の保存に関する特別措置法」が公布された
		2. 14 奈良市歴史的風土保存区域に春日山地区・平城宮跡地区・西ノ京地区約 2,767 ヘクタールが指定された
		3. 5 「奈良県文化観光条例」を公布した。これに伴い「奈良県文化観光税条例施行規則」「奈良県文化観光税条例等の施行期日等を定める規則」・「文化観光税の特別徴収義務者の指定」・「奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例」を公布した
		3. 11 東大寺は奈良地方裁判所に奈良県文化観光税条例無効確認訴訟と同条例執行停止の申立てを行なった
		4. 1 竜田公園, 都市公園となる
		4. 12 奈良県, 東大寺の訴えに対し答弁書を提出した
		4. 15 奈良地方裁判所は東大寺の執行停止申立てを却下した
		4. 25 興福寺五重塔に夜間照明をとりつけた
		6. 1 県の鳥に「コマドリ」を指定した
		7. 19 東大寺は奈良地方裁判所に文化観光税の特別徴収義務指定処分無効確認の申立てを行なった(昭和43. 7. 17県の勝訴)
		9. 15 県の木に「スギ」を指定した
		10. 22 奈良県文化会館の建設に着工した
		奈良公園でリスの餌づけを開始した

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 41)	1966	11. 14 春日山の小鳥調査（高野伸二日本鳥類保護連盟指導部長）を行ない、3カ所に餌場を設置した 12. 14 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令」が公布された 12. 20 「奈良県立自然公園条例」を制定した この年、興福寺北円堂に木柵、同中金堂に保護柵、奈良博物館館有地に鉄柵を設置した
	42 1967	1. 31 奥田知事5選 1. 春日奥山の名物三本杉を伐採した 3. 7 奈良県が矢田県立自然公園を指定した 3. 12 登大路観光自動車駐車場が開設された 3. 23 高野竜神国定公園が指定された 4. 1 古都保存法にもとづき「奈良県古都風致審議会」が設置された 「奈良街路建設事務所」が設置された 奈良学芸大学が奈良教育大学と改称した 4. 8 古都保存法にもとづく春日山歴史的風土特別保存地区約1,140ヘクタールが指定され、春日大社・興福寺・東大寺境内・奈良公園および高円山の一部が包含された 5. 10 興福寺旧境内地が史跡に指定された 6. 若草山の夜間照明テストを実施した 観光課は滋賀県守山町からゲンジボタルの幼虫3,000匹を購入し、養殖をはかった（県公会堂裏） 7. 31 「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」が公布された
43	1968	12. 28 建設省は奈良国際文化観光都市建設公園事業の期間を延長した 2. 3 近畿日本鉄道奈良駅の地下移設の起工式を行なった 3. 1 県の花に「奈良八重桜」を指定した 3. 合同庁舎（国の出先機関）が竣工した 5. 1 県土木部に「風致保全課」が設置された 5. 27 奈良県文化会館が竣工し落成式を挙行した 6. 1 奈良県立奈良図書館が開館した（旧館は昭和43年度から2カ年計画で郡山城跡玄武郭に移転〈現大和郡山市市民会館〉） 6. 15 「都市計画法」が制定された（昭和44.6.14施行） 文化財保護委員会が廃止され、文化庁設置、奈良国立文化財研究所・奈良国立博物館は文化庁の付属機関となる 10. 29 奈良県文化観光税問題、奥田知事と橋本東大寺管長との間に和解が成立した
	44 1969	12. 27 特別史跡平城宮跡の国費買上げが完了した 3. 11 奈良公園春日奥山出火、国有地約6ヘクタール、55,000本を焼いた 6. 14 奈良県都市計画地方審議会が設置された 7. 10 県古都風致審議会は奈良国立博物館の新陳列室の建設を条件付きで許可することを決議した 9. 1 奥田知事は「緑を守る運動」を県民によびかけた 12. 9 近鉄奈良駅地下移設工事完成式を行ない、営業を開始した
45	1970	12. 11 奈良県が奈良国立博物館の新陳列室の建設を許可した 1. 21 奈良県緑を守る県民協議会が発足した 3. 11 新奈良駅前広場に行基菩薩像が完成した 3. 15 大宮・奈良阪観光自動車駐車場が開設された 3. 28 「奈良県風致地区条例」を公布した 4. 1 奈良公園運営審議会が廃止された 5. 31 県民生活科学センターが竣工した（6.1開館） 6. 14 風致地区の種別指定が行なわれた 9. 24 奈良県公安委員会が奈良公園から車の締出しを決定した 9. 30 奈良阪観光自動車駐車場が閉鎖された 10. 31 奈良県婦人会館が竣工した（11.6開館）

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 45)	1970	12. 28 大和青垣・室生赤目青山国定公園が指定された。 新都市計画法による市街化区域、市街化調整区域が指定された
46	1971	1. 31 奥田知事 6 選 3. 4 第 2 次奈良県文化観光税の徴収期限が終了した 5. 20 日本赤十字社奈良県支部庁舎が竣工した
47	1972	3. 21 高松塚古墳から極彩色の壁画が発見された 3. 31 「奈良県自然環境保全条例」を公布した 4. 10 奈良市が歴史の道ハイキングコースを選定した 4. 28 吉野川津風呂、県立自然公園に指定された 10. 16 大森奈良商工会議所会頭・大東同観光部長が奈良観光を考える協議機関の設置等に関する要望書を県知事に提出した 11. 15 奈良公園対策協議会が設置された 自然保護団体は春日山原始林を守るため春日山周遊道路への自動車乗入れ禁止の要望を行なった
48	1973	2. 1 東大寺大仏殿、昭和の大修理事業がはじまった 3. 3 奈良県立美術館が開館した 4. 1 春日山周遊道路のうち鎌研山料金所一月日磐間を歩行者専用道路とした 大仏前交差点一公会堂前一若草山麓間の駐停車を禁止した(奈良県都市公園条例の改正による交通規制) 4. 28 奈良国立博物館新陳列館が開館式を行なった 6. この月から「奈良県民百万本植樹運動」が行なわれた 9. 22 第 2 回奈良公園対策協議会で春秋の観光シーズンの日曜・休日(4～5・10～11月)対策として交通規制を行なうことを決定した 10. 1 国鉄関西本線奈良一湊町間電化なる 10. 7 日曜・休日(4～5・10～11月)の奈良公園のマイカー乗入れ禁止がはじまった 10. 8 大宮観光自動車駐車場が閉鎖された
49	1974	3. 30 「奈良県自然環境保全条例」を全面的に改正した 4. 27 「奈良県都市公園審議会規則」を公布した 12. 24 奈良市内16町自治会で公園愛護会が組織された
50	1975	1. 30 奥田知事 7 選 3. 5 奈良県北和失業対策奈良公園現場事務所などが全焼した 3. 『春日大社境内原生林調査報告、昭和49年度』(以後51年度までつづく)・『天然記念物「奈良のシカ」調査報告』(以後51年度までつづく)を春日顕彰会が、『特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書』を奈良県教育委員会が発行した 7. 1 月ヶ瀬神野山、県立自然公園に指定された この年、厚生年金会館「飛火野荘」の鉄筋コンクリート改築計画に対し「旧志賀邸を守る会」が結成され反対運動が起こった
51	1976	2. 21 第 3 回奈良公園対策協議会で高畑福井町一芳山間の車両通行禁止(定期観光バスを除く)策を決定した(4. 1実施)
52	1977	2. 11 奈良市役所が東寺林町から北新町(二条大路1丁目)の新庁舎に移転した 3. 30 「奈良県文化財保護条例」を制定した(4. 1施行)(「昭和25. 9「奈良県指定文化財保存顕彰規則」は廃止) 6. 旧志賀邸が学校法人奈良学園に有償委譲され、セミナーハウスとして保存されることが決定した 12. 奈良公園整備研究委員会が設置された
53	1978	4. 1 浄化センター公園、県立都市公園として設置された 6. 3 花山で火災が発生、4. 8ヘクタール(特別天然記念物春日山原始林0. 6ヘクタールを含む)を焼失した 6. 13 奈良公園整備研究委員会に森林特別委員会が設けられた 9. 15 奈良県が春日奥山防災事業構想を発表した

年 号	西 暦	事 項
(昭 和 53)	1978	12. 1 奈良公園管理事務所が設置(奈良県観光課内)された(昭和54. 3. 31奈良市雑司町469へ移転) 奈良公園管理事務所長に対する事務委任規則が制定された 12. 12 奈良県商工観光館は奈良市角振町(三条通り) から奈良県中小企業会館内(登大路町) に移 転した
	54 1979	1. 30 奥田知事 8 選 3. 19 奈良公園近傍の住民から春日大社・奈良の鹿愛護会を相手取り鹿害補償などについて 訴訟が起こる 3. 奈良県観光課が奈良公園整備研究委員会の提言集(冊子)を印刷した 12. 3 天皇・皇后両陛下が奈良・飛鳥・斑鳩を視察された(～5日)。当初計画された春日山 御視察は取りやめられた
55	1980	3. 22 奈良県・奈良公園運営協議会が奈良公園開設百周年記念植樹祭を県公会堂西方の浮雲 園地で行なった 3. 28 奈良県立美術館の新館が竣工した 4. 5 奈良国立博物館内に仏教美術資料研究センターが設置された 4. 25 大淵池公園, 県立都市公園として設置された 4. 26 奈良国立文化財研究所が奈良市二条町(旧県立奈良病院跡)に移転した 10. 15 東大寺大仏殿昭和の大修理の落慶法要が行なわれた 10. 26 上田繁潔が奈良県知事に就任した 11. 18 奈良県観光課・奈良公園管理事務所が奈良公園開設百周年記念展を県文化会館で開催 した(～23日)
56	1981	5. 24 第32回全国植樹祭が平城宮跡で開催された。御臨席の天皇・皇后両陛下は前日, 春日 山を視察された